平成２３年（フ）第４７２号
長崎県長崎市為石町252番地
破産者　髙比良久幸
1　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
2　一般調査期日　平成24年６月20日午前10時
平成24年３月９日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目26番１号
破産者　加藤眞理子
1　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
2　一般調査期日　平成24年６月25日午前10時
平成24年３月９日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県淡路市岩屋925番地５　メゾン岩屋303、開始決定時の住所兵庫県淡路市岩屋3601番地２
破産者　西田　賢一
1　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午前10時30分
平成24年３月12日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７６４２号
大阪府池田市城南１丁目７番15―Ａ号　204
破産者　鈴木　晋介
1　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後３時30分
平成24年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０１号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番83号
破産者　株式会社マツラ
1　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
2　一般調査期日　平成24年５月17日午後３時30分
平成24年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８２号
大阪市住之江区浜口東３丁目12番15号、前住所大阪市住吉区上住吉２丁目14番17号
破産者　増井　　猛
1　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
2　一般調査期日　平成24年５月14日午後３時30分
平成24年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０８号
大阪府松原市天美東４丁目294番地の３
破産者　坂田　裕介（旧姓有元）
1　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後３時30分
平成24年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９９９号
福岡市早良区大字石釜776番地、前住所福岡市早良区有田７丁目14番10号
破産者　松田久美子（旧姓坂口）
1　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
2　一般調査期日　平成24年６月１日午前10時20分
平成24年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２６号
最後の住所福岡県大野城市下大利１丁目３番15―403号
破産者　亡井上五郎相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
2　一般調査期日　平成24年６月１日午前11時
平成24年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７１号
福岡市南区中尾１丁目42番32号
破産者　川島　秀一
1　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
2　一般調査期日　平成24年６月１日午前10時30分
平成24年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０５号
京都市左京区上高野上畑町１番地、開始決定時の住所京都市伏見区醍醐御霊ケ下町18番地の６
破産者　田中　**皿**郎
1　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
2　一般調査期日　平成24年５月30日午後２時
平成24年３月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２０年（フ）第７１０４号
大阪府茨木市東太田３丁目５番208号
破産者　川田　嘉裕
特別調査期日　平成24年４月16日午前11時
平成24年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第９１号
山口市小郡上郷1541番地９
破産者　村田　竜也
異議申述期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月12日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
山口県防府市大字奈美95番地
破産者　光貞　富子
異議申述期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月12日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５７号
京都府舞鶴市字倉谷940番地―201号
破産者　田端　栄治
免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
平成24年３月９日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１０４０号
兵庫県芦屋市西山町８番４―202号
破産者　並河　秀憲
免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
平成24年３月９日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第９号
香川県坂出市西大浜北４丁目４番33号
清算会社　世紀土地開発株式会社
代表清算人　小川　照代
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　清算会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（ヒ）第２号
大分市金池町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社大分交通観光社
代表清算人　髙橋　道広
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第３―８号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤電子工業株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　東京保全株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　株式会社新藤
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤販売株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　日星ビスコム株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤テクニクス株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成24年３月９日
東京地方裁判所民事第８部